

レンタル約款

本約款は、お客様（以下「賃借人」といいます。）が株式会社四国総合研究所（以下「賃貸人」といいます。）所有の計測器等（以下「レンタル物件」といいます。）の貸与を受けるにあたり、必要な条件等を定めたものです。なお、本約款が適用される契約を「本契約」といいます。

第1条（レンタル）

賃貸人は、賃借人に対し、本約款の定めに従って、別途取り決めのレンタル物件を貸与し、賃借人はこれを借り受けるものとします。

第2条（レンタル期間）

レンタル期間は、別途取り決めのとおりとし、原則、賃貸人が賃借人にレンタル物件を引き渡した日の翌日から起算するものとします。

第3条（レンタル料）

- 1 賃借人は、賃貸人に対し、別途取り決めのとおりレンタル料を支払うものとします。
- 2 賃借人がレンタル料の支払いを遅滞したときは、支払期限の翌日から支払いに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第4条（引渡し）

- 1 賃貸人は、賃借人に対し、レンタル物件を別途取り決めの場所で引き渡します。なお、引渡しにかかる費用は、原則、賃貸人の負担とします。
- 2 天災地変、戦争、その他不可抗力並びに運送中の事故、その他賃貸人に故意又は重大な過失が認められない事由によってレンタル物件の引渡しが遅延したとしても、賃貸人は、その責任を負わないものとします。

第5条（担保責任）

- 1 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けた後2日以内にレンタル物件の性能の欠陥につき書面による通知をなさなかったときは、レンタル物件は、通常の品質、性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとみなします。
- 2 賃貸人は、賃借人に対し、引渡しにおいて、レンタル物件が通常の品質、性能を備えていることのみを担保し、賃借人の使用目的への適合性その他については一切担保しません。

第6条（物件の使用）

賃借人は、レンタル物件を善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

第7条（禁止行為）

- 1 賃借人は、賃貸人の事前の書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）による承諾なく、レンタル物件を第三者

に転貸し、使用させてはならないものとします。

- 2 前項に定めるほか、賃借人は次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) レンタル物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
 - (2) レンタル物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
 - (3) レンタル物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) レンタル物件について、質権・抵当権・譲渡担保権その他の権利を設定すること
 - (5) レンタル物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと
 - (6) レンタル物件を日本国外で使用すること

第8条（物件の交換）

- 1 レンタル物件の引渡し後、賃借人の責めに帰すべからざる事由によりレンタル物件に不具合等が生じ、その使用が不能となったときは、賃貸人は、レンタル物件の修理又は交換を行うものとします。
- 2 前項によるレンタル物件の使用不能期間におけるレンタル料は、日割り計算の上、減免又は返金します。

第9条（物件の毀損、滅失等）

レンタル物件の引渡しから返還までに生じたレンタル物件の盗難、毀損、滅失（以下「滅失等」といいます。）の危険は、賃借人の負担とし、賃借人は、賃貸人に対し、レンタル物件の価格（賃貸人が定める定価とします。）又は修理代を損害賠償として支払うものとします。

第10条（ソフトウェアの複製等の禁止）

レンタル物件の全部又は一部を構成するソフトウェアに関し、複製、改変又は第三者への譲渡若しくは使用権の設定をすることはできません。

第11条（損害賠償）

賃貸人は、レンタル物件に起因して賃借人に生じた損害について、賃借人に故意又は重過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。また賃貸人の賠償責任は、賃貸人が受領したレンタル料の総額を上限とします。

第12条（解除及び期限の利益の喪失）

賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本約款の条項のいずれかに違反したとき
- (2) レンタル料、修理費、その他賃貸人に対する債務の履行を遅滞したとき
- (3) 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、諸税の滞納処分若しくは保全差押えを受け、又は民事再生、破産、会社更生若しくは特別清算その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申立てがあったとき
- (4) 事業を廃止若しくは解散し、又は官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき
- (5) その他前号に類する事情により賃貸人が本契約の継続が困難と認めたとき

第13条 (途中解約)

賃借人は、レンタル期間中、本契約を途中解約することはできないものとします。ただし、賃借人からの申し入れにより賃貸人がこれを認めたときはこの限りではありません。

第14条 (物品の返還及び清算)

- 1 レンタル期間の満了、解除又は解約その他の事由により本契約が終了した場合、賃借人は、レンタル物件の通常の損耗を除き、直ちに賃借人の負担でレンタル物件を現状に回復（レンタル期間中に蓄積されたデータ等の消去を含みます。）した上で、賃貸人指定の場所にレンタル物件を返還するものとします。なお、返還に要する費用は、賃借人の負担とします。
- 2 賃借人がレンタル物件の返還を遅滞したときは、期限の翌日から返還完了日までのレンタル料相当額の倍額を遅延損害金として支払うものとします。

第15条 (反社会的勢力の排除)

- 1 賃貸人及び賃借人は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 賃貸人及び賃借人は、相手方が前項に違反した場合、自

己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができるものとします。

- 3 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとします。

第16条 (契約上の地位・権利義務の譲渡)

- 1 賃借人は、賃貸人の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは引き受けさせてはならないものとします。
- 2 賃貸人は、レンタル物件の賃貸に係る事業の全部又は一部を第三者に移転すること（事業譲渡に限らず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）に伴い、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利義務を当該第三者に譲渡することができるものとし、賃借人は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第17条 (合意管轄)

本契約に関連する一切の紛争は、賃貸人の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以下余白)